証券コード 8739

第28回
定時株主総会
招集ご通知

日 時

平成29年6月7日(水曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

場 所

東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階「ボールルーム ノース」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役６名選任の件

スパークス・グループ株式会社



代表取締役社長
阿部修平

創業30周年に向け、運用資産残高2兆円を目指す

スパークス・グループにとって平成29年3月期（前期）は、利益の出せない時期に種を蒔いた収益性の高い新しい商品によって、収益の安定度を高めることが出来た１年となりました。

前期は株式市場は低迷して始まり、年度を通じて苦戦することを覚悟した年となりました。また、地政学的リスクも高まり、世界中の民意が保護主義的、保守的な方向へ動き出した１年でもありました。このような非常に大きな変化のなかでも、スパークスの投資を愚直に実践し続けた結果、リッパー・ファンド・アワード・ジャパンで４年連続の最優秀運用会社（株式部門）を受賞したのを始め、当社グループの投資信託も３年連続して評価機関から最優秀ファンドとして表彰されました。どのような環境下においても運用会社としての総合的なクオリティーと地力を強化、維持させることができた１年でした。

前期末のグループ運用資産残高は、9,619億円と前々期末比で、ほぼ横ばいとなりました。しかしながら、再生可能エネルギーファンドや未来創生ファンドなど新しい商品の運用資産残高は増加しており、収益性が高まった結果として、営業利益の増益を達成することが出来ました。

平成30年3月期（今期）こそ、2,000億円を超える純流入目標を役職員一同の努力で達成し、創業30周年の目標であるグループ運用資産残高２兆円の達成に向けてまい進してまいります。

企業価値を高め、株主の皆様に成長を実感いただけるよう努力し、次への飛躍に備える所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

トムソン・ロイター　リッパー・ファンド・アワードの評価の基となるトムソン・ロイター　リッパー・リーダーズのファンドに関する情報は、投資信託の売買を推奨するものではありません。トムソン・ロイター　リッパー・リーダーズが分析しているのは過去のファンドのパフォーマンスであり、過去のパフォーマンスは将来の結果を保証するものではないことにご留意ください。評価結果は、リッパーが信頼できると判断した出所からのデータ及び情報に基づいていますが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。以下、本定時株主総会招集ご通知中同様。

株主各位

証券コード 8739
平成29年５月19日

東京都港区港南一丁目２番70号
品川シーズンテラス
スパークス・グループ株式会社
代表取締役社長 **阿部　修平**

第28回 定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、平成29年６月６日（火曜日）午後５時30分までに以下のいずれかの方法によって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権の行使]

議決権行使専用ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、上記行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しては、「インターネット等による議決権行使について」（５頁から６頁まで）をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	平成29年６月７日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
2 場　　所	東京都品川区北品川四丁目７番36号 **東京マリオットホテル　地下１階「ボールルーム　ノース」** ※詳細については、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
3 目的事項	**報告事項**　１．第28期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第28期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類の内容報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役６名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	４頁に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 株主様の個人情報を保護するための「記載面保護シール」を同封いたしましたので、議決権行使書のご返送の際にご使用ください。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、記載しておりません。従って、監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類、また会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、それぞれ本招集ご通知の添付書類に記載したものの他、当社ウェブサイトに掲載した以下のものを含んでおります。
  １．事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  ２．連結計算書類の「連結注記表」
  ３．計算書類の「個別注記表」
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

当社ウェブサイト（http://www.sparx.jp）

議決権の行使等についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 平成29年６月７日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

場 所 東京マリオットホテル 地下１階 「ボールルーム ノース」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成29年６月６日（火曜日）午後５時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン等から議決権行使サイト（http://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成29年６月６日（火曜日）午後５時30分まで

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、この議決権行使専用ウェブサイト（http://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧いただき、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1．システムに係る条件

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

（1）パーソナル・コンピュータを用いる場合

ア．画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

（ア）Microsoft®Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降

（イ）Adobe®Acrobat®Reader®Ver.4.0以降又は、Adobe®Reader®Ver.6.0以降（画面上で参考書類等をご覧になる場合）

※Microsoft®及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe®Acrobat®Reader®、Adobe®Reader®はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ．なお、インターネットの接続に、ファイアーウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合があります。

（2）インターネットの接続に、ファイアーウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合があります。

（3）なお、当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、パーソナル・コンピュータでポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）をご利用されている場合は、解除（又は一時解除）のうえ、ご利用ください。

2．議決権行使のお取り扱い

■インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

■インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

なお、インターネット等と書面が同日に到着した場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いします。

■インターネット等による議決権行使は、平成29年６月６日（火曜日）の午後５時30分までに行使されるようお願いいたします。

3．パスワードのお取り扱い

■パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いください。パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。

■パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

4．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

■本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

[電話] ０１２０（６５２）０３１

（受付時間　９：00～21：00）

■その他のご照会は、下記にお問い合わせください。

（1）証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

（2）証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

[電話] ０１２０（７８２）０３１

（受付時間　土日休日を除く　９：00～17：00）

■議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様に利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置づけております。
この方針の下、当期の期末配当につきましては、中長期的な視点に立ち、安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況及び配当性向等を総合的に勘案し、次のとおり実施するものであります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金 **4.00円** 配当総額 **811,300,360円**
剰余金の配当が効力を生じる日	平成29年６月８日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者並びに議長を、取締役社長から、取締役会においてあらかじめ選定した取締役に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は、変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（招集権者及び議長） 第13条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。 ただし、取締役社長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。	（招集権者及び議長） 第13条　株主総会の招集権者及び議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がそれぞれその任にあたる。 ②前項の取締役に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。
（取締役会） 第21条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。 ただし、取締役社長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる ②取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間短縮することができる。	（取締役会） 第21条　取締役会の招集権者及び議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がそれぞれその任にあたる。 ②前項の取締役に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。 ③取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間短縮することができる。

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（４名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした経営体制の一層の強化に向け、２名の増員を含む、取締役６名の選任をお願いするものであります。
取締役の員数は増加いたしますが、当社の規模・業容などから鑑みて多いものではなく、また取締役会の構成メンバーの多様性が増すことによって、より深い議論が可能になると考えております。
なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	阿部修平（あべしゅうへい）	代表取締役社長　グループCEO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長	再任
2	深見正敏（ふかみまさとし）	取締役　グループ執行役員 スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役常務執行役員	再任
3	藤村忠弘（ふじむらただひろ）	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 取締役CIO常務執行役員 シニア・ファンド・マネージャー	新任
4	見學信一郎（けんがくしんいちろう）	社外取締役 東京電力ホールディングス株式会社 常務執行役 株式会社ユーラスエナジーホールディングス 社外取締役	再任 社外
5	中川俊彦（なかがわとしひこ）	社外取締役 株式会社オフィス中川 代表取締役	再任 社外
6	能見公一（のうみきみかず）	株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問 コニカミノルタ株式会社 社外取締役 西本wismettacホールディングス株式会社 社外取締役	新任 社外

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 **再任**	あべ　しゅうへい **阿部　修平** （昭和29年５月10日） 当社における 取締役会への出席状況 15回中15回出席 在任28年	昭和56年４月　株式会社野村総合研究所入所 昭和57年４月　野村證券株式会社へ転籍 昭和60年４月　アベ・キャピタル・リサーチ設立代表取締役就任 平成元年６月　当社代表取締役社長就任（現任） 平成18年10月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役社長就任 平成20年12月　同社代表取締役会長就任 平成23年４月　同社代表取締役社長就任（現任） 当社グループCEO就任（現任） 社内取締役候補者とした理由 当社を設立して以来、28年にわたり当社グループを指揮し、独立系の投資運用会社として確固とした地位を築くとともに、当社グループを成長させてきました。当社グループの更なる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	82,182,600株

（注）取締役候補者阿部修平氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 **再任**	ふかみ　まさとし **深見　正敏** （昭和36年９月27日） 当社における 取締役会への出席状況 15回中15回出席 在任３年	昭和59年４月　野村證券株式会社入社 平成９年11月　スパークス投資顧問株式会社（現 スパークス・グループ株式会社）入社 平成10年５月　スパークス証券株式会社へ転籍 平成14年６月　同社代表取締役就任 スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現 スパークス・グループ株式会社）取締役（非常勤）就任 平成18年10月　当社執行役員就任 平成19年６月　当社常務取締役就任 平成20年４月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社取締役就任 平成20年10月　当社取締役就任 平成20年12月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社経営改革室長就任 平成21年２月　スパークス証券株式会社代表取締役社長就任 平成22年５月　同社代表取締役社長兼P.I.部長兼R&A部長就任 平成22年７月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社取締役就任 平成23年４月　同社企業価値創造投資本部長就任 平成26年２月　同社代表取締役就任 平成26年４月　スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社代表取締役社長就任 平成26年５月　当社取締役就任（現任） 平成27年12月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役常務執行役員就任（現任） 平成28年１月　当社グループ執行役員就任（現任） 社内取締役候補者とした理由 金融業界における経験を生かし、当社入社後は主として新規事業の立ち上げに携わり、当社グループの成長を牽引してまいりました。当社グループの更なる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	1,428,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 新任	藤村（ふじむら）　忠弘（ただひろ） （昭和38年12月27日）	昭和61年４月　日興證券投資信託委託株式会社（現 日興アセットマネジメント株式会社）入社 平成11年７月　スパークス投資顧問株式会社（現 スパークス・グループ株式会社）入社 平成18年10月　スパークス・アセット・マネジメント株式会社運用調査部シニア・ファンド・マネージャー就任（現任） 平成19年４月　同社運用調査部長就任 平成22年４月　同社運用調査本部長 兼 株式運用部長就任 平成22年６月　同社取締役就任（現任） 平成25年４月　同社CIO就任（現任） 平成27年12月　同社常務執行役員就任（現任） **社内取締役候補者とした理由** 金融業界における知識・経験を生かし、当社入社後は日本株式ファンドのファンドマネージャーとして卓越した運用実績を積み重ね、内外で高く評価されております。当社グループの今後更なる成長と事業展開のために、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。	420,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任 社外	けんがく　しんいちろう 見學　信一郎 （昭和39年10月24日） 当社における 取締役会への出席状況 15回中15回出席 在任3年	昭和63年４月　東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）入社 平成17年７月　同社企画部調査グループマネージャー就任 平成19年７月　同社企画部経営調査グループマネージャー就任 平成24年６月　同社経営改革本部事務局 平成25年４月　同社執行役員・ソーシャル・コミュニケーション室副室長兼経営改革本部事務局就任 平成26年５月　当社社外取締役就任（現任） 平成28年４月　東京電力ホールディングス株式会社常務執行役新成長タスクフォース長就任（現任） 平成28年６月　株式会社ユーラスエナジーホールディングス社外取締役就任（現任） 社外取締役候補者とした理由 電力業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、当社社外取締役への選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。なお、見學信一郎氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 **再任** **社外**	なかがわ　としひこ **中川　俊彦** （昭和26年９月30日） 当社における 取締役会への出席状況 15回中15回出席 在任2年	昭和49年４月　野村證券株式会社入社 平成９年６月　同社取締役就任 平成13年５月　同社常務取締役就任 平成13年６月　同社顧問就任 平成13年７月　あいおい損害保険株式会社（現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）常務執行役員就任 平成20年４月　同社専務執行役員就任 平成22年10月　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社専務執行役員就任 平成26年４月　オフィス中川代表就任 平成26年11月　キャピタル・パートナーズ証券株式会社顧問就任 平成27年４月　株式会社オフィス中川代表取締役就任（現任） 平成27年６月　当社社外取締役就任（現任） **社外取締役候補者とした理由** 金融業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、当社社外取締役への選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。なお、中川俊彦氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。	100,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 新任 社外	のうみ　きみかず 能見　公一 （昭和20年10月24日）	昭和44年４月　農林中央金庫入庫 平成11年６月　同金庫 常務理事就任 平成14年６月　同金庫 専務理事就任 平成16年６月　農林中金全共連アセットマネジメント株式会社代表取締役社長就任 平成18年６月　株式会社あおぞら銀行代表取締役副会長就任 平成19年２月　同行代表取締役会長兼ＣＥＯ就任 平成21年７月　株式会社産業革新機構代表取締役兼社長ＣＥＯ就任 平成27年７月　株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション顧問就任（現任） 平成28年３月　西本Wismettacホールディングス株式会社社外取締役就任（現任） 平成28年６月　コニカミノルタ株式会社社外取締役就任（現任） **社外取締役候補者とした理由** 金融業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、当社社外取締役への選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。	－株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．候補者見學信一郎氏、中川俊彦氏及び能見公一氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、候補者見學信一郎氏及び中川俊彦氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しており、原案どおり両氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。また本議案において候補者能見公一氏が原案どおり新たに選任された場合は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を、新たに締結する予定であります。
４．候補者見學信一郎氏及び中川俊彦氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり両氏が選任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、候補者能見公一氏が原案どおり新たに選任された場合は、新たに独立役員となる予定であります。

以　上

（添付書類）

事業報告（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本株式市場は、世界経済の不透明感を背景に値動きの激しい展開で始まり、英国のEU（欧州連合）離脱リスクが顕在化したことにより不安定性が高まりましたが、その後は落ち着きを取り戻し安定した推移となりました。９月に日本銀行から発表された金融政策が金融機関に対してポジティブな内容として好感され、金融株を中心に日本株式市場は大幅に上昇しました。11月の米国大統領選挙を巡っては、開票前はトランプ氏の大統領就任を懸念する声が大勢を占めていましたが、トランプ氏が勝利した後は、規制緩和や財政拡大などによって景気が拡大するという期待から、米国では株式市場、長期金利ともに上昇が鮮明となり、米ドルが急上昇しました。日本株式市場も米国株式市場の上昇や円安ドル高などを好感し大きく上昇しました。また、大統領就任後は、改めて米国における保護主義的な政策が進むことへの懸念から一時的に不安定になることはあったものの、概ね堅調な推移となり、日経平均株価は前期末に比べ12.8％上昇の18,909.26円で取引を終えました。韓国株式市場は、中国の軟調な経済指標や英国のEU離脱派の勝利が決定したこと等を受けて投資家のリスク回避姿勢が強まり急落したものの、米国の早期利上げ観測の後退による海外投資家からの資金に支えられ回復しました。その後も韓国大統領の知人の国政介入疑惑に対する懸念が強まったことなどを受け、韓国株式市場は軟調に推移しました。11月の米国大統領選挙後は、米国における保護主義的な経済政策に対する不安により韓国市場からの資金流出懸念が強まり韓国ウォンが下落し、韓国株式市場も軟調に推移しました。その後米国株式市場や原油価格が堅調となったことなどを背景に株式市場は落ち着きを取り戻し、大統領が罷免される事態となっても、逆に悪材料が出尽くしたことが好感され韓国総合株価指数（KOSPI）は前期末に比べ8.2％上昇の2,160.23で取引を終えました。

このような市場環境のもと、当社グループの当連結会計年度末運用資産残高は、9,619億円（注1）と前期末に比して微増に留まりましたが、比較的報酬料率の高い日本地域の運用資産残高が伸びたため、残高報酬料率は前期から上昇した結果、残高報酬が増加し、当社グループの業績は前期比6.4％増の31億69百万円の営業利益となりました。

なお、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標である基礎収益（注2）は前期比27.6％増の24億69百万円（前期は19億35百万円）となり、実質的な収益体質は一層強化されております。

日本株式を投資対象とする運用戦略は、海外で起きた想定外の事象に揺さぶられる非常に不安定な市場環境下にありながら、子会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社が運用するファンドは、運用評価機関から継続して高い評価を受けております。また、私どもの投資哲学や運用スタイルへの関心も引き続き高いことから、日本の個人投資家の皆様に「日本株ならスパークス」とのSPARXブランドをさらに幅広く認知いただくよう、当社ウェブサイトを通じた動画配信やメディアへのアプローチなど広報及び宣伝活動を積極化しております。

アジア株式を投資対象とする運用戦略は、東京に本部を設け、東京・香港・韓国のファンドマネジャーがアジア企業への調査などを共同で行っており、今年２月に旗艦となるファンドの設定を行いました。さらに本年５月に公募投資信託の設定を予定しております。アジア企業の調査を通じ、今までの運用手法をさらに磨きをかけ、「アジア株もスパークス」とのSPARXブランドを構築してまいります。

当社グループの事業ポートフォリオのもう一つの柱に拡大・成長を図っている運用戦略として、不動産や再生可能エネルギー発電事業のインフラ資産を投資対象とする実物資産の運用戦略があります。再生可能エネルギー発電事業を投資対象とする運用戦略は、全国の発電施設への投資を23件実行しており、投資対象も太陽光、風力から、地熱・

バイオマスなどへと拡大しております。また、これまでの再生可能エネルギー発電設備の開発及び運営で得られた知見・ノウハウ・ネットワークを最大限に活用し、今後も引き続きインフラファンドのパイオニアとして皆様のご期待にお応えすべく、魅力的な投資商品の提供を行うため、自ら発電設備の開発とともに、外部からの発電設備の取得も積極的に行ってまいります。具体的には、当社グループが、これまで提供してきた発電事業等の開発段階から運転開始までのフェーズにおける投資（グリーン・フィールド投資）に加えて、運転開始後のフェーズにおける投資（ブラウン・フィールド投資）にフォーカスした、長期的に安定したキャッシュ・フローを源泉としたファンドを、機関投資家等向けにご提供する準備を進めております。不動産を投資対象とする運用戦略では、ファンドで開発した医療施設が開院したことに続き、平成28年12月にオフィスビルへの投資を新たに実行しております。今後も慎重に案件の選別を行い、実績を積み上げていく所存です。

次世代の成長に資する投資を長期的な視点から実践し、投資会社として未来を創造する新たな領域を開拓するため設立した未来創生ファンドは、平成29年３月末で365億円の規模に増加しており、運用資産残高の更なる積み上げを目指します。なお当該ファンドは、既に国内外のベンチャー企業等への投資を26件実行しております。

上記の結果、当連結会計年度における残高報酬は前期比12.5％増の74億76百万円となりました。一方、成功報酬（注3）は、前期に比べ年の前半は不安定な市場環境であったこともあり、前期比23.5％減の13億22百万円とどまったものの、営業収益は前期比1.9％増の89億７百万円となりました。

営業費用及び一般管理費に関しては、前期比0.5％減とほぼ横ばいの57億37百万円となりました。これは、のれんの償却が前期末において全て完了したことに伴いその計上がなかったものの、本社移転に伴う費用を計上したことによるものです。

この結果、営業利益は前期比6.4％増の31億69百万円、経常利益は前期比5.8％増の31億79百万円となりました。また、税金等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比12.6％減の23億46百万円となりました。

（注１）当連結会計年度末（平成29年３月末）運用資産残高は速報値であります。

（注２）基礎収益とは、経常的に発生する残高報酬（手数料控除後）の金額から経常的経費を差し引いた金額であり、当社グループの最も重要な経営指標のひとつであります。

（注３）成功報酬には、不動産購入・売却に対して当社グループがファンドから受ける一時的な報酬や、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所等から、資金調達の対価等として受ける一時的な報酬（アクイジションフィー）を含んでおります。

2．資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社において、借入金30億円を期限前弁済し、新たに借入による50億円の資金調達を実施いたしました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

3．直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

営業収益（単位：百万円）

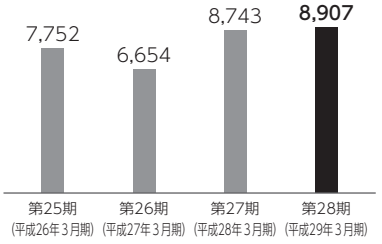

親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）

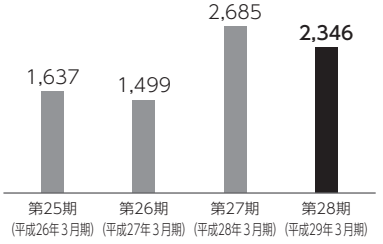

１株当たり当期純利益（単位：円）

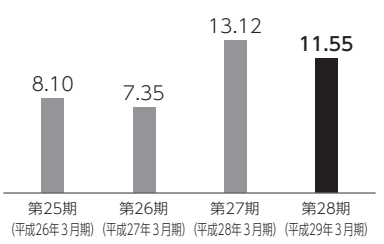

総資産・純資産（単位：百万円）

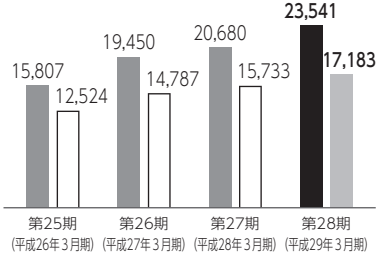

運用資産残高の推移（単位：億円）

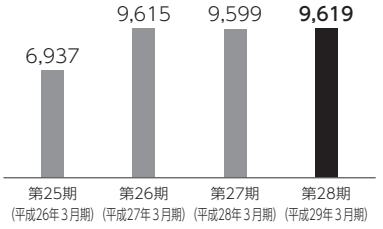

基礎収益（単位：百万円）

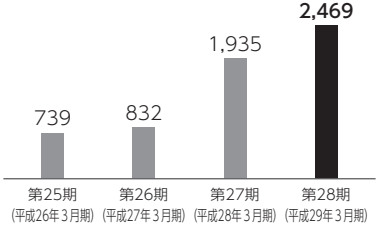

※上記グラフは御参考です。
※基礎収益とは、残高報酬（手数料控除後）の金額から経常的経費を差し引いた金額であり、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標です。
※日本再生可能エネルギー投資戦略の運用資産残高は、第26期まではファンドのエクイティ出資額としておりましたが、第27期からファンドの投資対象となる発電所設備等資産の取得価額に変更いたしました。これに伴い第25期及び第26期の運用資産残高は遡及して変更しております。
※日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所等の管理報酬を第27期から基礎収益に含めるように変更いたしました。これに伴い第25期及び第26期の基礎収益は遡及して変更しております。

		第25期（平成26年３月期）	第26期（平成27年３月期）	第27期（平成28年３月期）	第28期（当連結会計年度）（平成29年３月期）
営業収益	（百万円）	7,752	6,654	8,743	8,907
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	1,637	1,499	2,685	2,346
１株当たり当期純利益	（円）	8.10	7.35	13.12	11.55
総資産	（百万円）	15,807	19,450	20,680	23,541
純資産	（百万円）	12,524	14,787	15,733	17,183

（注）第28期の財産及び損益の状況につきましては、「１．事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

4．対処すべき課題

当年度は、目標としていた2,000億円を超える運用資産の純流入は、韓国機関投資家（1社）から大口解約を受けたこと等により達成できませんでしたが、引き続き良好な運用成績による運用資産の増加の他、日本地域を投資対象とする運用資産が増加したことで、連結ベースの残高報酬料率は70bps程度までに回復し、実質的な収益体質はかえって強化された年と評価しております。

また、再生可能エネルギー発電事業などの実物資産への投資や、トヨタ自動車様、三井住友銀行様と立ち上げた未来創生ファンドなど、株式市場の変動の影響を受けにくい資産へ長期に渡って投資する運用資産の割合が増加しており、当社グループ業績の安定化に一層寄与するようになりました。

これらの点をご評価いただき、株式会社格付投資情報センターより付与される発行体格付は「BBB」に格上げされました。

来年度以降は、2019年7月の創業30周年に向けてグループ運用資産残高2兆円を達成するため、主として以下の課題に取り組んでまいります。

課題の第一として、「感動投資」の実践、レベルアップを、継続的に目指してまいります。

当社グループにとって最も大切なことは、結果としての運用パフォーマンスにとどまらず、その結果に至る投資の全プロセスを投資家の皆様に感動していただけるような「感動投資」を継続的に実践し、このレベルを向上していくことにあります。

全役職員が日常業務や勉強会等を通じて常日頃から真摯に投資運用ビジネスに取り組んでいる結果として、幸いなことに本年も、リッパー・ファンド・アワード・ジャパン2017において、世界新記録となる4年連続最優秀運用会社（株式部門）に選定された他、当社グループが運用する複数のファンドが外部運用評価機関から高く表彰される等、当社グループ及び当社グループが運用するファンドに対して、引き続き高い評価を頂いております。

しかし、これらの結果に慢心することなく、果敢に勇気を持って投資する、という姿勢を持ち続けることを常に心掛け、エッジの効いた魅力的な「感動投資」を今後も実践してまいります。

課題の第二として、創業来の顧客本位の組織体制・企業文化を、充実・強化してまいります。

当社は、1989年に「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」を目指すべきビジョンとして創業しました。このビジョンを実現するため、「お客様が何を考え、何を求めているのか」を正しく理解し、その奥に隠れたニーズに応えていくことが大切であると考え、顧客本位の投資商品を常にご提供してまいりました。

今後も、独立系の上場資産運用会社として、受託者責任に対する高い規範を維持しながら、当社グループの強みや特徴を生かした魅力ある商品の機動的な開発とお客様への高品質なサービス提供を行い続けるため、会社や組織の枠を超えて全ての役職員が目的と課題を共有し、組織全体として協働することができる体制と企業文化の維持・強化に継続して取り組んでまいります。

また、当社グループが運用するファンドは、経験豊富なアナリストたちが各企業と直接面談する等徹底的な調査・分析を行うことで、マーケットで過小評価されている銘柄を発掘することにより、目先の収益ではなく中長期でマー

ケット全体を上回るリターンをあげることを目的としております。お客様に継続的に選択・支持され、質の高い長期投資を実現するファンドを長く運用し続けるためにも、安定した組織体制の強化を図ってまいります。

課題の第三として、個人投資家の皆様から「日本/アジアへの投資ならSPARX」という圧倒的な支持をいただけるブランドを、じっくりと構築してまいります。

日本では、NISA（ニーサ。少額投資非課税制度）の導入等を契機に、個人投資家の資産形成への関心が改めて高まっており、国民の安定的な資産形成を図るためには、インベストメント・チェーンに関わる全ての金融事業者がそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営を行う必要があります。

このような状況において、当社グループが運用する投資信託のご案内は、これまでは主として証券会社や銀行といった販売会社の皆様にお願いしており、個人投資家の皆様との関係は間接的なものにとどまっておりました。今後は、それぞれの投資信託の背景にある投資哲学や投資のインテリジェンスを、運用者自らが個人投資家の皆様に直接ご説明し、個人投資家の皆様から直接にフィードバックをいただくという直接的な関係がより求められてくる、また、これらの直接的な関係は、スマートフォンやタブレット端末の普及等通信インフラの進歩や、フィンテックとよばれる様々な新しい技術の利用によって、これまで以上により簡単に実現することができる環境が整いつつある、とそれぞれ考えております。

このような認識をベースに、1,700兆円もの巨額の金融資産を有する日本の個人投資家に対して、顧客本位の具体的な投資のソリューションを、広報や宣伝活動等を効果的に活用することも含めてわかり易くご提供することを通じ、SPARXを「個人投資家の水先案内人（キャピタル・ナビゲーター）」として安心してご選択いただける運用会社の国民的ブランドとしてご認識いただく、という高い志をもって、この挑戦に引き続き取り組んでまいります。

5．企業集団の主要な事業セグメント（平成29年３月31日現在）

当社グループは、スパークス・グループ株式会社を持株会社として、日本及び海外子会社で構成される、資産運用業（投資顧問業・投資信託委託業）を中核業務とする企業集団であります。

当社グループが提供する資産運用業は主として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社による日本株式、再生可能エネルギー発電事業などを投資対象とした調査・運用のほか、スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社による不動産を投資対象とした調査・運用、SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.による韓国株式を投資対象とした調査・運用及びケイマン諸島籍のSPARX Asia Capital Management Limitedの100％子会社であり、香港を主要拠点とするSPARX Asia Investment Advisors Limitedによるアジア株式を投資対象とした調査・運用から成っております。



6．企業集団の主要拠点等（平成29年３月31日現在）

（1）企業集団の主要な事業所

名称	所在地
当社	東京都港区
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国ソウル市
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区
SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国・香港特別行政区
スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社	東京都港区
スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社	東京都港区

（注）当社、スパークス・アセット・マネジメント株式会社、スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社及びスパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社は、平成28年６月13日付で東京都品川区から上記住所に移転いたしました。

（2）使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
133名	2名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23名	5名増	47.9歳	7.8年

（注）1．使用人数は派遣社員、契約社員、子会社への出向者を除く就業人員であります。なお、平均勤続年数は、グループ各社における勤続年数を通算しております。
2．当社の使用人の状況における前事業年度末比増減には、グループ内異動による増減を含んでおります。

7．重要な親会社及び子会社の状況（平成29年３月31日現在）

（1）親会社の状況

該当事項はありません。

（2）重要な子会社の状況

名称	主要な事業内容	出資比率（%）
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	資産運用業	70.1
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	資産運用業	100.0
SPARX Asia Investment Advisors Limited	資産運用業	100.0 (100.0)
スパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング	100.0
スパークス・アセット・トラスト＆マネジメント株式会社	資産運用業	100.0

（注）1．出資比率の（ ）内の数値は、間接所有の割合で内数であります。
2．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

8．主要な借入先及び借入額の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	5,000

9．剰余金の配当等の決定に関する事項

該当事項はありません。

10．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 株式の状況に関する事項（平成29年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　644,000,000株

２．発行済株式の総数　209,562,300株（自己株式6,737,210株を含む）

（注）当事業年度中の増加の内訳は以下のとおりです。

区分	増加した株式の数	増加した資本金（百万円）
第７回新株予約権の行使	6,000株	0
第８回新株予約権の行使	3,900株	2
第11回新株予約権の行使	15,000株	3

３．株主数　16,076名

４．大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
阿部修平	82,182	40.52
株式会社阿部キャピタル	25,600	12.62
清水優	10,120	4.99
シービーエヌワイチャールズシュワッブエフビーオーカスタマー	2,322	1.15
クリアストリーム バンキング エスエー	2,000	0.99
阿部朋子	1,706	0.84
クレディ スイス ルクセンブルグ エスエー カスタマー アセッツ ファンズ ユーシッツ	1,600	0.79
諫山哲史	1,595	0.79
深見正敏	1,428	0.70
ゲインウェル セキュリティーズアカウント クライアント864000	1,422	0.70

（注）１．当社は、自己株式6,737,210株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．上記持株比率算出上、自己株式6,737,210株は控除しております。

Ⅲ 新株予約権等の状況に関する事項

1．当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2．当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員の状況に関する事項

1．取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	阿　部　修　平	グループCEO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長
取締役	深　見　正　敏	グループ執行役員 スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役 常務執行役員
取締役	見　學　信一郎	東京電力ホールディングス株式会社 常務執行役 株式会社ユーラスエナジーホールディングス 社外取締役
取締役	中　川　俊　彦	株式会社オフィス中川 代表取締役 キャピタル・パートナーズ証券株式会社 顧問
常勤監査役	田　角　実　男	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役
監査役	木　村　一　義	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 大和ハウス工業株式会社 社外取締役 株式会社ビックカメラ 取締役 株式会社コジマ 代表取締役会長兼社長 代表執行役員
監査役	田　中　裕　幸	田中法律会計税務事務所 所長

（注）１．※は代表取締役であります。
２．取締役 見學信一郎及び中川俊彦の両氏は社外取締役であります。なお当社は両氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
３．監査役 木村一義及び田中裕幸の両氏は社外監査役であります。なお当社は両氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
４．監査役 田中裕幸氏は、弁護士・公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3．取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数（名）	報酬等の額（百万円）
取締役	5	20
監査役	3	15
合　計	8	36

（注）上記には、平成28年６月８日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

4．社外役員に関する事項

（1）取締役　見學　信一郎

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
東京電力ホールディングス株式会社 常務執行役
株式会社ユーラスエナジーホールディングス 社外取締役
当社と重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、電力業界における豊富な経験と見識を活かし、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。

（2）取締役　中川　俊彦

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社オフィス中川 代表取締役
キャピタル・パートナーズ証券株式会社 顧問
当社と重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況
就任後に開催された取締役会15回全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、金融業界における豊富な経験と見識を活かし、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。

(3) 監査役　木村　一義

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役
大和ハウス工業株式会社 社外取締役
株式会社ビックカメラ 取締役
株式会社コジマ 代表取締役会長兼社長 代表執行役員
スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、主に内部統制システムの確立の観点及び取締役会の意思決定の適正性を確保する観点から発言、助言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会15回全てに出席し、社外監査役として、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

(4) 監査役　田中　裕幸

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

田中法律会計税務事務所 所長
当社と重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、主に内部統制システムの確立の観点及び取締役会の意思決定の適正性を確保する観点から発言、助言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会15回全てに出席し、社外監査役として、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

5．社外役員の報酬等の総額

	人数（名）	報酬等の額（百万円）
社外役員の報酬等の総額	4	15

（注）上記以外に、当事業年度において、社外役員が、役員を兼務する当社子会社から、役員として受けた報酬等は０百万円であります。

Ⅴ 会計監査人の状況に関する事項

1．会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

（1）当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　　21百万円

（2）当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　34百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、（1）の金額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、取締役等及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、監査時間数や人員体制などの監査計画の内容、監査の実施状況、監査報酬の推移及び当該事業年度の報酬見積もりの内容を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
３．当社の重要な子会社のうち、SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.及びSPARX Asia Investment Advisors Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3．会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

分別保管に関する内部管理体制検証業務
グローバル投資パフォーマンス基準の検証に係る業務

4．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することができるものとします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5．会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

該当事項はありません。

6．会計監査人が過去２年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けました。

7．会計監査人と当社との間で会社法第427条第１項の契約（責任限定契約）を締結しているときは、当該契約の内容の概要

該当事項はありません。

8．当事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

Ⅵ 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第28期 平成29年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**17,767**
現金・預金	14,459
前払費用	124
未収入金	756
未収委託者報酬	362
未収投資顧問料	836
預け金	203
繰延税金資産	693
その他	330
固定資産	**5,774**
有形固定資産	**999**
建物及び構築物	228
工具、器具及び備品	159
機械装置	595
車両運搬具	3
土地	3
建設仮勘定	9
無形固定資産	**8**
ソフトウエア	8
投資その他の資産	**4,766**
投資有価証券	4,415
差入保証金	300
繰延税金資産	12
その他	52
貸倒引当金	△14
資産合計	**23,541**

科目	第28期 平成29年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**1,261**
未払手数料	98
未払金	961
未払法人税等	121
その他	79
固定負債	**5,097**
長期借入金	5,000
退職給付に係る負債	3
繰延税金負債	22
その他	71
特別法上の準備金	**0**
金融商品取引責任準備金	0
負債合計	**6,358**
純資産の部	
株主資本	**14,494**
資本金	**8,581**
資本剰余金	**4,111**
利益剰余金	**5,503**
自己株式	**△3,701**
その他の包括利益累計額	**1,199**
その他有価証券評価差額金	**△29**
為替換算調整勘定	**1,220**
退職給付に係る調整累計額	**8**
新株予約権	**9**
非支配株主持分	**1,479**
純資産合計	**17,183**
負債純資産合計	**23,541**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第28期 自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日
営業収益	**8,907**
委託者報酬	2,907
投資顧問料	5,391
その他営業収益	607
営業費用及び一般管理費	**5,737**
営業利益	**3,169**
営業外収益	**216**
受取配当金	3
受取利息	75
為替差益	51
雑収入	85
営業外費用	**206**
支払利息	36
支払手数料	60
雑損失	109
経常利益	**3,179**
特別利益	**87**
投資有価証券売却益	87
特別損失	**74**
投資有価証券評価損	49
海外子会社特別退職金	6
ゴルフ会員権評価損	17
税金等調整前当期純利益	**3,193**
法人税、住民税及び事業税	811
法人税等調整額	29
当期純利益	**2,352**
非支配株主に帰属する当期純利益	5
親会社株主に帰属する当期純利益	**2,346**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第28期（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年４月１日残高	8,575	4,108	3,972	△3,501	13,154
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	6	3			9
剰余金の配当			△815		△815
親会社株主に帰属する当期純利益			2,346		2,346
自己株式の取得				△199	△199
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	6	3	1,531	△199	1,340
平成29年３月31日残高	8,581	4,111	5,503	△3,701	14,494

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成28年４月１日残高	△63	1,163	1	1,102	23	1,453	15,733
当連結会計年度中の変動額							
新株の発行							9
剰余金の配当							△815
親会社株主に帰属する当期純利益							2,346
自己株式の取得							△199
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	33	57	6	97	△14	26	109
当連結会計年度中の変動額合計	33	57	6	97	△14	26	1,449
平成29年３月31日残高	△29	1,220	8	1,199	9	1,479	17,183

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第28期 平成29年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**5,431**
現金・預金	3,323
未収入金	1,314
前払費用	18
未収還付法人税等	252
繰延税金資産	472
その他	50
固定資産	**13,671**
有形固定資産	**3**
車両運搬具	3
投資その他の資産	**13,667**
投資有価証券	4,240
関係会社株式	8,785
その他の関係会社有価証券	606
差入保証金	35
破産更生債権等	14
貸倒引当金	△14
資産合計	**19,102**

科目	第28期 平成29年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**322**
未払金	307
その他	15
固定負債	**5,023**
長期借入金	5,000
繰延税金負債	23
負債合計	**5,345**
純資産の部	
株主資本	**13,776**
資本金	**8,581**
資本剰余金	**4,111**
資本準備金	128
その他資本剰余金	3,982
利益剰余金	**4,785**
利益準備金	132
その他利益剰余金	4,652
繰越利益剰余金	4,652
自己株式	**△3,701**
評価・換算差額等	**△28**
その他有価証券評価差額金	**△28**
新株予約権	**9**
純資産合計	**13,757**
負債純資産合計	**19,102**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第28期 自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日
営業収益	**1,460**
関係会社業務受託収入	370
投資事業組合管理収入	1,086
その他業務受託収入	3
営業費用及び一般管理費	**1,535**
営業損失（△）	**△75**
営業外収益	**2,320**
受取利息	0
受取配当金	2,232
為替差益	17
雑収入	70
営業外費用	**135**
支払利息	36
支払手数料	60
雑損失	38
経常利益	**2,109**
特別利益	**86**
投資有価証券売却益	86
特別損失	**49**
投資有価証券評価損	49
税引前当期純利益	**2,147**
法人税、住民税及び事業税	△235
法人税等調整額	△49
当期純利益	**2,432**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第28期（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成28年４月１日残高	8,575	125	3,982	4,108	51	3,117	3,168	△3,501	12,350
事業年度中の変動額									
新株の発行	6	3		3					9
剰余金の配当					81	△897	△815		△815
当期純利益						2,432	2,432		2,432
自己株式の取得								△199	△199
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	6	3	－	3	81	1,535	1,616	△199	1,426
平成29年３月31日残高	8,581	128	3,982	4,111	132	4,652	4,785	△3,701	13,776

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成28年４月１日残高	△59	△59	23	12,314
事業年度中の変動額				
新株の発行				9
剰余金の配当				△815
当期純利益				2,432
自己株式の取得				△199
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	30	30	△14	16
事業年度中の変動額合計	30	30	△14	1,442
平成29年３月31日残高	△28	△28	9	13,757

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月２日

スパークス・グループ株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　森重俊寛　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊藤雅人　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、スパークス・グループ株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月２日

スパークス・グループ株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**森重俊寛**　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**伊藤雅人**　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、スパークス・グループ株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 当監査役会は、監査役間の会議を毎月定期的に開催し、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け意見交換するとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、取締役会において子会社から定期的に事業に関する報告を受けるほか、必要に応じ子会社の取締役会その他の重要会議に出席し、海外子会社については往査も実施し、当該子会社についての説明を求めるとともに意見を表明し、当該子会社の取締役との意思疎通及び情報の交換を行いました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、内部監査部門からは、その実施した監査の結果に基づき内部統制に関する評価の報告を受けました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

③会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画、監査の重点項目等の説明を受け、協議を行うとともに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証し、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、会計監査人である新日本有限責任監査法人に対する平成27年12月22日付金融庁による業務改善命令への対応に関しましては、平成28年1月29日付で同監査法人より金融庁に対し提出された業務改善計画の実施状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月２日

スパークス・グループ株式会社　監査役会

常勤監査役　**田角実男**　㊞
社外監査役　**木村一義**　㊞
社外監査役　**田中裕幸**　㊞

（注）木村一義、田中裕幸は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場 ご案内図

東京都品川区北品川四丁目７番36号
東京マリオットホテル　地下1階　「ボールルーム ノース」

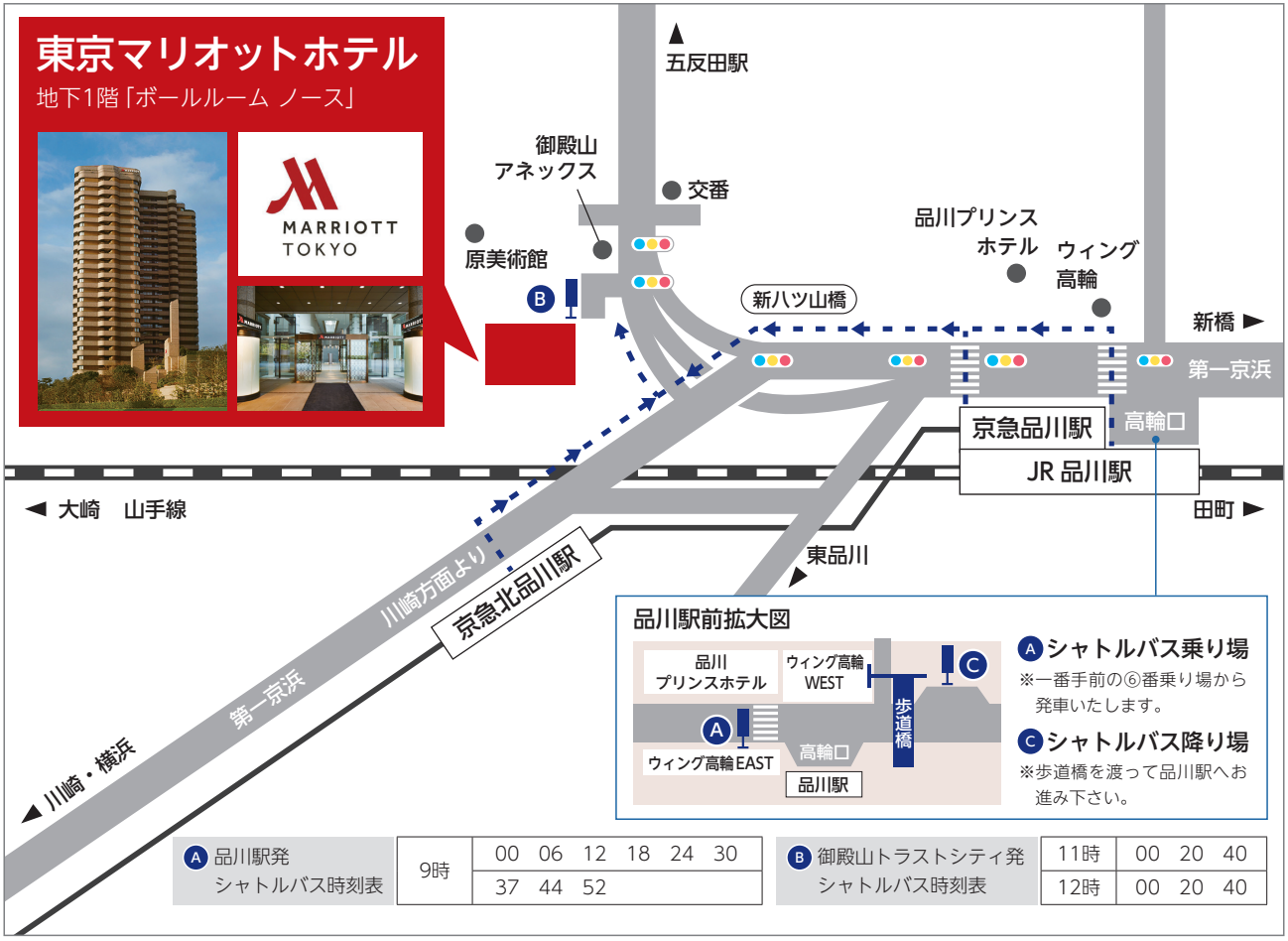

A 品川駅発 シャトルバス時刻表								
	9時	00	06	12	18	24	30
		37	44	52			

B 御殿山トラストシティ発 シャトルバス時刻表				
	11時	00	20	40
	12時	00	20	40

交通

電車

- JR各線 品川駅 高輪口より…徒歩10分
- 京浜急行 北品川駅より ……徒歩3分

バス

- JR品川駅（高輪口）より会場へのシャトルバス（御殿山トラストシティ行き）も運行されております。

・お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



スパークス・グループ株式会社
http://www.sparx.jp/

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK